

長崎市農業委員会 令和 7 年 3 月総会 議事録

1 日 時 令和 7 年 3 月 28 日（金） 14：00 開会
15：00 閉会

2 会 場 長崎市役所 7 階 大会議室（長崎市魚の町 4 番 1 号）

3 役 員 会長 平尾 政博
会長職務代理者 山口 眞佐栄

4 出席農業委員（15 名）

井川 義英	池田 憲二	岩永 一也	岩本 隆	植田 正和
尾崎 正孝	上川 満治	柴原 恵	平尾 政博	増田 茂
松尾 隆治	峰 忠幸	森保 欣也	山口 眞佐栄	山崎 実男

5 欠席農業委員（4 名）

永岡 亜也子 野中 麻美 森山 安男 柳川 八百秀

6 出席推進委員（21 名）

今村 秀喜	浦川 英敏	川添 孝則	城戸 利美	久保 正
田中 幹生	鶴田 安明	中村 数昭	中山 辰也	野口 弘人
野口 洋太郎	野本 英世	濱口 雅洋	本田 雅博	松本 貞幸
松本 守	三浦 信男	村田 美津枝	森内 悟己	山口 憲昭
山下 和孝				

7 欠席推進委員（2 名）

松浦 行信 宮崎 好徳

8 出席職員

【農委事務局】 萩原事務局長 木場事務長 茶屋本農政管理係長 木下農地係長

9 資 料 別添資料のとおり

○事務長 総会に入ります前に、農地利用最適化推進委員でございました〇〇様が3月20日にご逝去されました。故人のご冥福をお祈り申し上げて、黙祷をささげたいと思います。恐れ入りますが、皆様ご起立をお願いいたします。黙祷。

— 黙祷 —

○事務長 黙祷を終わります。ありがとうございました。ご着席ください。

それでは、ただ今から令和7年3月農業委員会総会を開会いたします。本日の付議事項に係る議案につきましては、お手元に配付させていただいておりますので、ご確認ください。それでは、議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条に基づき、平尾会長をお願いいたします。

○議長 みなさん、こんにちは。本日はお忙しい中、3月の農業委員会総会にご出席いただき、ありがとうございます。座って議事を進めさせていただきます。それでは、委員定足数の報告を事務局からお願いいたします。

○事務長 本日の総会につきましては、農業委員の出席は15名であり、在任委員の過半数が出席されていますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び長崎市農業委員会会議規則第6条により、総会は成立しておりますことをご報告いたします。また、推進委員の出席は21名でございます。

○議長 ありがとうございます。それでは、議案の審議に入る前に、議事録署名人を私の方から指名させていただきます。増田茂委員と松尾隆治委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○増田農業委員・松尾農業委員（承諾）

○議長 それでは、総会を進めさせていただきます。なお、会議が円滑に進行しますように皆様のご協力をお願いします。本日は、付議事項が5件ございます。まず初めに、第1号議案「農業委員会事務局職員の任免について」事務局から説明をお願いします。

○農政管理係長 それでは、第1号議案農業委員会事務局職員の任免についてご説明いたします。左上に①と記載した議案書の1ページをご覧ください。令和7年3月24日に、令和7年4月1日付け人事異動の発令通知がありました。農業委員会事務局職員は、「農業委員会等に関する法律第26条第3項」の規定に基づき、農業委員会が任免することになっていることから本議案を提出するものでございます。議案書の2ページをご覧ください。令和7年3月24日に発令された農業委員会事務局に係る令和7年4月1日付け人事異動の内示でございます。左側が転出者、右側が転入者です。まず、左側の転出者でござ

いますが、木場事務長が総務部庁舎管理課に転出されます。次に、木下係長が農業委員会事務局の農地係から農政管理係へ係間異動されます。次に、私、茶屋本が中央総合事務所滑石地域センターに転出いたします。次に、相川上席専門官が定年退職、梅野主事が退職をいたします。続きまして右側の転入者でございますが、中央卸売市場の松尾次長が農業委員会事務局事務長として転入されます。次に、北総合事務所琴海地域センター長浦事務所の石川係長が農業委員会事務局農地係長として転入されます。次に、市民健康部動物愛護管理センターの峰専門官が、農業委員会事務局専門官として転入されます。最後に、農業委員会事務局の相川上席専門官が再任用として農業委員会事務局に配属されます。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から説明がありましたが、本件につきましては、議案のとおり、農業委員会事務局職員を任免することとしてよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。それでは転出されます方からご挨拶をお願いいたします。

— 転出者あいさつ —

○議長 転出されます職員の皆様におかれましては、大変お世話になりました。今後とも健康に留意され、新しい環境の中での益々のご活躍をお祈りいたします。
それから、本日は転入される方も来られていますので、ご挨拶をお願いしたいと思います。

— 転入者あいさつ —

○議長 ありがとうございます。転入される皆様、どうぞよろしくをお願いいたします。
転入される職員の方はここで退席されます。

— 転入者退席 —

○議長 それでは議事を進めさせていただきます。続きまして、第2号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」、議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは第2号議案1番についてご説明いたします。議案書の3ページをご覧ください。本件は、広島県安芸郡の〇〇さんが所有する芒塚町の農地1筆、101㎡について、芒塚町の〇〇さんが贈与により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされ

たものでございます。申請理由としましては、譲渡人は遠隔地居住により耕作できないためであり、譲受人が農業経営規模拡大のためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。日見中学校の北西に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は2人で450日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、2番の議案説明後、併せてご報告いたします。

続きまして、第2号議案2番についてご説明いたします。本件は、姉妹3人で共有している春日町の農地3筆、1,016㎡について、宿町の〇〇さんが所有する3分の1の持ち分を、妹である界2丁目の〇〇さんが贈与により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。潮見が丘学園の北東に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は2人で620日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、城戸利美推進委員より報告をお願いします。

○城戸推進委員 1番と2番の現地調査についてご報告いたします。3月14日に私と松尾農業委員、事務局とで現地確認を行いました。1番は現在耕作管理を行っている農地の贈与を受けるもので、露地野菜を栽培しています。2番は姉妹3人の共有名義となっている農地の姉の持分を妹に贈与するものでビワを栽培しています。第6号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、第2号議案3番についてご説明いたします。議案書の4ページをご覧ください。本件は、神奈川県川崎市の〇〇さんが所有する現川町の農地4筆、689㎡について、現川町の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人が遠隔地居住により耕作できないためであり、譲受人が自宅に隣接した農地を購入し、規模拡大を図るものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。現川駅の北西に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は2人で600日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、野口 洋太郎推進委員より報告をお願いします。

○野口（洋）推進委員 現地調査についてご報告いたします。3月14日に私と池田農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は自宅に隣接する農地を購入し、規模拡大

を図るもので、利用については露地野菜の栽培を予定しています。第6号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、第2号議案4番についてご説明いたします。本件は、下黒崎町の〇〇さんが所有する、下黒崎町の農地1筆175㎡について、下黒崎町の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人が体調不良により耕作できないためであり、譲受人が自宅に隣接した農地を購入し、規模拡大を図るものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。外海黒崎小学校の北東に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は2人で400日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、鶴田安明推進委員より報告をお願いいたします。

○鶴田推進委員 現地調査についてご報告いたします。3月18日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は自宅に隣接する農地を購入するもので、露地野菜の栽培を予定しています。第6号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、第2号議案5番についてご説明いたします。議案書の5ページをご覧ください。本件は、鶴見台2丁目の〇〇さんが所有する、大籠町の農地1筆、376㎡について、大籠町の〇〇さんが贈与により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人が農地を相続したものの農業を行っていないためであり、譲受人が叔父から自宅近くの農地を譲り受け新規就農するためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。晴海台小学校の北西に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は2人で180日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、中村数昭推進委員より報告をお願いします。

○中村推進委員 現地調査についてご報告いたします。3月18日に私と柳川農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は自宅付近の農地を譲り受け、新規就農するもので露地野菜の栽培を予定しています。第6号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、第2号議案6番についてご説明いたします。本件は、天神町の

〇〇さんが所有する宮崎町の農地 2 筆、1,188 m²について、椿が丘町の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人が農業経営規模縮小のためであり、譲受人が農業経営規模拡大のためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。川原大池の北西に位置しております。次が拡大したのになります。次が現地の写真です。農地法第 3 条第 2 項の許可要件につきましては、第 1 号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第 4 号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は 2 人で 240 日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、森保欣也農業委員より報告をお願いします。

○森保農業委員 現地調査についてご報告いたします。3 月 18 日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は耕作中の農地に隣接する農地を購入し、規模拡大を図るもので、柿と梅の栽培を予定しています。第 6 号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第 2 号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第 2 号議案について、当委員会において許可することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第 2 号議案について、当委員会において許可することに決定いたします。続きまして、第 3 号議案「農地法第 4 条第 1 項の規定による転用許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは第 3 号議案 1 番についてご説明いたします。議案書 6 ページをご覧ください。本件は、現川町の〇〇さんが所有する現川町の農地 1 筆について、住宅用地として利用する目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。現川駅の北西に位置しております。次が拡大したのになります。当該地は、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共用施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内の、第 3 種農地に該当するものと判断されます。次が計画平面図でございます。木造平家階建ての住宅を建設する計画で、敷地の東側に駐車場を、北側は子供の

遊び場等の庭として整備します。雨水排水については道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は公共下水に放流します。なお、申請地は市街化調整区域のため、転用許可と並行して開発行為の許可申請がなされており、農家住宅として都市計画法に適合されていることが証明されています。次が現地の写真です。現地調査につきましては、野口洋太郎推進委員より報告をお願いします。

○野口（洋）推進委員 現地調査についてご報告いたします。1 月 16 日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は 8 月に農用地区域の除外申請があり、12 月に除外の手続きが完了し、今回の転用許可申請となっています。周囲は宅地化が進んでいるほか、隣接農地に日照や風通しなどの影響が出ないよう建物の高さを抑えるなど被害防除計画も適切であり、転用については特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第 3 号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第 3 号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第 3 号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第 4 号議案「農地法第 5 条第 1 項の規定による転用許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは第 4 号議案 1 番についてご説明いたします。議案書の 7 ページをご覧ください。本件は、西海町の〇〇さん及び西海町の〇〇さんが所有する西海町の農地 2 筆について、西海町の〇〇協同組合が建設残土処分による一時転用目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。明誠高校の西側に位置しております。次が拡大したものになります。当該地は、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共用施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内の、第 3 種農地に該当するものと判断されます。次が計画平面図でございます。申請地は道路と河川の間の赤で着色した農地 2 筆で、建設残土処分場として一時的に使用します。次が断面図でございます。4.5m 程度の盛土を行う計画となっています。今回は一時転用となりますので、埋め立て完了後は、農地として復元することとなり、復元方法については地権者の合意を得ています。雨水排水については、北側は道路との境界に側溝を設置し、南側は河川に放

流します。また汚水・生活雑排水は発生しません。なお、埋立てによる法面の勾配や、雨水排水設備などの工法につきましては「長崎市土砂等による土地の埋立て等に関する指導要綱」に基づく技術基準により農林振興課で審査が行われています。次が現地の写真です。現地調査につきましては、川添孝則推進委員より報告をお願いします。

○川添推進委員 現地調査についてご報告いたします。3月17日に私と森山農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、残土処分場として一時転用を行うものですが、埋め立て等に関する法面勾配や排水などの技術基準は農林振興課で審査が行われ、農地復元については地権者の合意も得ていることから、一時転用については特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第4号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、この件について、何かご意見、ご質問などございませんか。

○上川農業委員 一時転用という期間設定をした場合ですが、この期間は何年ごととか、延長は何年までとか、そういうふうな設定期間があるのでしょうか。

○農地係長 一時転用につきましては、3年以内が期限となっています。どうしても、色々な事情で3年を超える場合は、再度許可を取りなおすということになっております。

○上川農業委員 分かりました。3年以内ということですが、この写真を見てみると水田というのもありますが、この後の復元は水田としてお返しするのでしょうか。

○農地係長 今回は畑として復元する予定です。隣接している道路と水田はかなり高さの差があるんですが、今回4m埋め立てを行って、その後表土に30cm客土を入れて、畑に復元する予定となっています。

○上川農業委員 分かりました。ありがとうございます。

○議長 他にございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第4号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第4号議案について許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。

続きまして、第5号議案「非農地の判断について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第5号議案非農地判断の個別案件についてご説明いたします。議案書の8ページをご覧ください。8ページの表の下の方に集計をしておりますが、申出件数が3件、合計筆数が9筆、合計面積で4,925㎡について、非農地通知申出が提出されております。

1番は長浦町の〇〇さんが所有する、長浦町の農地1筆で、面積は1,988㎡でございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。琴海文化センターの北東に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、久保正推進委員より報告をお願いします。

○久保推進委員 現地調査についてご報告いたします。3月18日に私と平尾農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は森林化しており、農地への復元が困難な状況でありました。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして2番は、女の都1丁目の〇〇さんが所有する、本河内3丁目の農地5筆で、面積は2,079㎡でございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。本河内高部ダムの南側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真で本河内3丁目〇〇番〇の写真です。次が本河内3丁目〇〇番、〇〇番の写真。次が本河内3丁目〇〇番〇、〇〇番の写真です。現地調査につきましては、浦川英敏推進委員より報告をお願いします。

○浦川推進委員 現地調査についてご報告いたします。3月17日に私と岩本農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は森林化しており、農地への復元が困難な状況でありました。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、3番は北海道白老郡白老町の〇〇さんが所有する、平間町の農地3筆で、面積は858㎡でございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。長崎市植木センターの南西に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真で平間町〇〇番、〇〇番〇の写真です。次が平間町〇〇番〇〇番合併の写真です。現地調査につきましては、野口洋太郎推進委員より報告をお願いします。

○野口（洋）推進委員 現地調査についてご報告いたします。3月14日に私と池田農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は森林化しており、農地への復元が困難な

状況でありました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第5号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第5号議案について、原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第5号議案について、原案のとおり承認することに決定いたします。それでは引き続き、報告事項に入ります。報告事項1「事務局長専決事項の報告について」事務局から説明をお願いいたします。

○農地係長 報告事項1「事務局長専決事項について」ご報告いたします。報告事項の資料1ページをご覧ください。農地法第4条第1項第7号の市街化区域内の転用の届出が、2件提出され、すべて事務局長専決処分といたしました。以上で報告を終わります。

○議長 ありがとうございます。続きまして、報告事項2「長崎県農業会議常設審議委員会について」私の方から報告いたします。会議は、3月10日に開催されました。資料は、2ページと3ページになります。農地法第4条及び第5条の転用許可申請につきましては、今月は当委員会からの諮問案件はありませんでした。諮問案件の件数等につきましては、資料をご確認ください。報告は以上です。

続きまして、その他の事項に入ります。その他の事項1「全国農業新聞の定期購読目標の達成状況について」及びその他の事項2「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録の提出について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、その他の事項1「全国農業新聞の定期購読目標の達成状況について」ご説明させていただきます。左上に③としました、その他の事項の冊子の1ページをご覧ください。先月の報告以降、増減はありませんでしたので、現購読部数は101部となっており、今回の報告分までが令和6年度の実績となります。資料記載のとおり、目標部数には届かない結果となりましたが、委員の皆さまにおかれましては、1年間加入推進活動を行っていただきありがとうございました。令和7年度の目標部数については、長崎県農業会議が設定し、後日通知がありますので、分かり次第報告させていただきます。今後とも継続した活動をお願いします。

次に、その他の事項2 農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録の提出についてです

が、2 ページ及び 3 ページに「令和 6 年度下半期の活動記録集計表」を掲載しておりますのでご確認ください。また、昨年 4 月から今年 3 月までの一年間の実績を確定させ、報告する必要がありますので、本日 3 月分の活動記録簿の提出をいただいていない方、それから 3 月分を含め、昨年 4 月以降の追加報告がある場合は、4 月 4 日金曜日までに活動記録簿を事務局へ F A X もしくは郵送、毎月タブレットで報告いただいている方については、入力をお願いいたします。その他の事項 1 及び 2 についての説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。この件について、何か皆様からご意見、ご質問等ございませんか。

○久保推進委員 活動記録簿の中に活動時間というのがあるんですけど、これは何かに影響するのでしょうか。例えば、ちょっと誰かと立ち話して 15 分というのと、一日中、利用状況調査していたというのは活動日数は同じ 1 日ということになるのでしょうか。

○農政管理係長 時間に限らず、15 分でも 1 時間でも 2 時間でも同じ 1 日としてカウントされます。

○久保推進委員 あと、利用状況調査なんですけれども、皆さん自分の都合でいろんな回り方をされていると思うんですけど、結果的に、まとめて回るより何回かに分けたほうが日数が稼げていいのかなと。それと、回数を分けた場合に上限みたいなものはあるのでしょうか。10 回 20 回でも実際回ったのであれば記入して構わないのでしょうか。

○農政管理係長 まず、上限については特にありません。それから、活動日数というのが皆様の報酬にも関わってくるところでございますので、もし分けられるのであればカウントを稼ぐという意味でも、分けて活動いただいても問題はありません。

○議長 他にございませんか。

○城戸推進委員 近年、農地の相続登記に関する相談があるんですけど、これも委員活動になるのでしょうか。

○議長 それは、どこどこの農地について協議をしたという項目があると思いますが、その活動の中に加えていいと思います。

○城戸推進委員 よかとですね。今までいっぱいあったとけど、つけてなかったもんで。

○事務長 相続登記の話だけじゃないと思うんです。話の中には相続登記の話だけじゃなくて他の話も入ると思うのでいいのではないかと思います。

○城戸推進委員 よかですね。分かりました。

○議長 他にございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、最後に、その他の事項 3「令和 7 年 4 月、5 月の行事予定について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 — 行事予定について説明 —

○議長 それでは、これで 3 月の農業委員会総会を終了させていただきます。長時間ご苦労さまでした。